

令和 7 年度 答 申 第 2 号
令和 7 年 7 月 1 1 日

松戸市長 松戸 隆政 様

松戸市個人情報保護審議会
会 長 井 川 信 子 印

保有個人情報非訂正決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和 6 年 7 月 3 日付け松街都第 1 1 0 号をもって諮問のあった保有個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審議会の結論

松戸市長が行った本件処分は、妥当である。

2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、令和2年9月23日付け個人情報開示請求書により、「令和2年8月24日開催の松戸市都市計画審議会に係るもの一切。千葉県知事決定分と松戸市長決定分の両方。」について、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号。松戸市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年松戸市条例第46号）による廃止前の条例をいう。）第10条第1項の規定により、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- (2) 本件開示請求に対して、令和2年10月6日付け個人情報非開示決定通知書により、個人情報非開示決定処分を行った。
- (3) 審査請求人は、(2)の個人情報非開示決定処分を不服として、令和2年10月26日付け審査請求書により、審査請求を行った。
- (4) (3)の審査請求について審査庁は、令和6年3月8日付けで(2)の個人情報非開示決定処分を取り消す旨の裁決を行った。
- (5) 処分庁は、改めて、本件開示請求に対して、令和6年3月29日付け松街都第390号をもって個人情報開示決定を行った。
- (6) 審査請求人は、令和6年4月10日付け保有個人情報訂正請求書により、「令和2年8月24日開催の松戸市都市計画審議会に係る公文書の一切。千葉県知事決定分と松戸市長決定分の両方。」のうち「当日説明資料」について、法第90条第1項の規定により、保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の訂正を請求した（以下「本件訂正請求」という。）。)
- (7) 本件訂正請求に対して、令和6年5月7日付け保有個人情報非訂正決定通知書により、本件処分を行った。
- (8) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年5月28日付け審査請求書により、本件審査請求を行った。
- (9) 審査請求人は、令和6年8月8日付け反論書を提出した。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消して、請求した本件保有個人情報¹は訂正請求のとおり
全て訂正するとの裁決を求める。

(2) 本件審査請求の理由

審査請求人が提出した意見書（証拠書類１）は、記載内容からして、縦覧に供された都市計画の案についてのものであるというほかない。そもそも、処分庁は、「都市計画手続きに関する周知が分かりづらい。」「現在所有している畑で農業を続けたい。」という内容さえ、縦覧に供された都市計画の案に対する記載ではないとしていて、審査請求人の提出した意見書自体が都市計画法第１７条第２項の要件を満たさないがえて上記の意見書の要旨としてまとめたから必要十分であるとする。しかし、その主張は、都市計画法の趣旨目的に反して、都市計画法第１７条第２項の規定を極めて狭く解釈しているものと言わざるを得ない。実際、審査請求人の提出した意見書は、縦覧に供された都市計画の案についてのものであり、都市計画法第１７条第２項の意見書は「都市計画手続きに関する周知が分かりづらい。」といった、意見書提出の形式面についても述べることができるものであり、その余は都市計画の案の内容について述べたものである。そして、後者の点については、処分庁自身が名称・位置・規模の後に「といった」という例示を示す言葉を使用しているとおり、決定内容がその名称・位置・規模に限定されるわけではないことを示しているうえに、審査請求人の提出した意見書は、少なくとも、縦覧に供された都市計画の案のうち、位置・規模についてのものであることが明らかであるし、たとえ、名称・位置・規模以外についてのものであるとされたとしても、縦覧に供された都市計画の案についてのものであることは明らかである。

そうすると、意見書の内容を広く捉えるまでもなく、審査請求人の提出した意見書は、縦覧に供された都市計画の案についてのものであるといえる。

よって、本件訂正請求は、その全部を請求書記載のとおり訂正すべきである。

4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本案の弁明の趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 本件処分の理由

保有個人情報訂正請求については、法第90条第1項に基づき、何人も自己を本人とする保有個人情報で開示決定を受けたものについてその内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正を請求することができることとされており、それに対して行政機関の長等は、法第92条の規定により、「当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」とされているところ、処分庁は、本件訂正請求は以下の理由から同条の訂正をしなければならない場合に該当しないものと判断し、本件処分を行うこととなったものである。

ア 訂正請求に理由があると認められないこと

本件保有個人情報は、令和2年2月18日付けにて審査請求人より提出された意見書（以下「本件意見書」という。）について、「都市計画手続きに関する周知がわかりづらい。」及び「現在所有している畑で農業を続けたい。」という記述をもってその要旨として松戸市都市計画審議会（以下「都市計画審議会」という。）に提出したものである。

この点、法第90条第1項の「事実でない」とは、「事実」が誤りであることをいい、「事実」は客観的にその正誤について判断できるものである必要がある。

しかし、本件保有個人情報は、本件意見書の内容を踏まえつつ、意見書要旨とするためにその内容について都市計画課においての判断、評価のうえで取りまとめて作成したものであるところ、そのような編集を経て要旨を作成する場合について、必ずしも客観的にその正誤についての判断を下せるものとは限らない。

また、本件保有個人情報について正誤の判断ができるとしても、本件保有個人情報である意見書要旨の「都市計画手続きに関する周知がわかりづらい。」及び「現在所有している畑で農業を続けたい。」は、これらの記述自体に本件意見書の内容に反したり、本件意見書の内容から逸脱したりしている部分はなく、むしろ「都市計画手続きに関する周知がわかりづらい。」は本件意見書の前半、「現在所有している畑で農業を続けたい。」は本件意見書の後半を踏まえて取りまとめられたものになって

おり、本件意見書本文と照合しても少なくとも誤りとまではいえない。

したがって、審査請求人が本件保有個人情報の内容が事実でないと思料し行った訂正請求については、法第92条にいう「訂正請求に理由があると認めるとき」にあたらぬ。

イ 利用目的の達成に必要な範囲外であること

意見書は、都市計画法第17条第2項に基づき「縦覧に供された都市計画の案について」意見を提出できるものとされており、同法第19条第2項に基づきその意見書の要旨を都市計画審議会に提出することとされていることから、当該意見書の要旨の利用目的は、都市計画審議会において当該都市計画の案について審議するための検討材料とするためのものであるといえる。

本件意見書には都市計画の案の内容である名称・位置・規模といった決定内容に対する具体的な記載は見受けられず、また、本件都市計画に係る審議は令和2年8月24日開催の都市計画審議会をもって完了しており、今後当該意見書の要旨が審議の検討材料とされることはないことから、都市計画審議会での審議における検討材料とするという本件保有個人情報の利用目的達成のためにその訂正が必要とは言えない。

したがって、本件保有個人情報訂正請求は、本件保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えたものである。

5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

- (1) 法は第90条第1項において、「何人も、自己を本人とする保有個人情報・・・(中略)・・・の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。・・・(中略)・・・）を請求することができる。」とし、第92条において、「行政機関の長等は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定している。

したがって、①事実に該当し、②訂正請求に理由があり、③利用目的の達成に必要な範囲内である場合に、訂正が認められることとなる。

- (2) ①事実に該当するかについて

法第90条第1項における「事実」とは、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等客観的に正誤の判

この点、要旨は、作成者により原文を元に作成され、その作成過程において作成者の行為が加わることから、単純な比較で正誤の判定ができるものではない。しかし、作成者の行為が加わるとしても、その行為は主観的な内容のものではなく、要旨は原文を元に作成するものであるところ、原文と要旨の記載内容を比較することにより、客観的に正誤の判断ができるといえる。したがって、要旨も訂正請求の対象となり得る場合はあるものと解する。

ア 審査請求人は、本件における処分庁がまとめた要旨は、自分が提出した意見書の内容が欠落しており、個人情報として誤りがあることから、訂正請求に理由があると主張している。

都市計画法が意見書原文ではなく要旨を提出するものとしている以上、意見書提出者の意見全てを都市計画審議会に提出することまで求めているものではない。要旨の作成については、裁量が認められ、客観的に見て要旨の記載内容が、意見書の内容に反するものである場合や、意見書に記載された都市計画決定に係る主要な意見が要旨に記載されていないような場合には、裁量権の逸脱があり、訂正の理由があるものと解される。

5

とって、裁量権を逸脱したものということとはできない。

また、第三段落は、審査請求人の活動等について記載されている。都市計画審議会に提出する意見は、本来都市計画決定の内容に関するものである必要があるところ、かかる部分は審議の内容とは関係がないものであり、処分庁がこれを意見の要旨に記載しないことが、直ちに裁量権を逸脱したものということとはできない。

よって、審査請求人の訂正請求に理由があると認めることは困難である。

(4) ③利用目的の達成に必要な範囲内である場合かについて

法第92条は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報の訂正をしなければならない旨規定している。

都市計画審議会に提出される意見書の要旨は、都市計画法第17条第2項に基づいて提出された意見書を元に作成され、同法第19条第2項の規定により都市計画審議会において資料として提出し、都市計画審議会において検討内容を協議するにあたり参考にされるものである。とすると、要旨の利用目的は、都市計画審議会において検討の参考にすること、及び都市計画審議会においていかなる要旨が参考とされたのかを記録として残しておくことである。

都市計画審議会の審議はすでに終了しており、審査請求人が訂正を請求する要旨を参考として審議がされたという事実には誤りはないのであるから、たとえ、当該要旨が審査請求人の提出した意見書の意図とは異なるとしても、利用目的の達成に必要な範囲において、訂正されるべき理由があるということとはできない。

(5) 以上からすれば、本件訂正請求を認めることはできない。

6 結論

以上により、審議会としては、「1 審議会の結論」のとおり判断する。当審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 6年 7月 3日	諮問書の受理
令和 7年 3月 7日	第1回審議会（諮問の報告・審議）
令和 7年 4月 1日	第2回審議会（審議・意見陳述）
令和 7年 5月 8日	第3回審議会（審議・理由説明）
令和 7年 6月10日	第4回審議会（審議）
令和 7年 7月11日	第5回審議会（審議）